

第三十八号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和四年二月十七日

提出者

江戸川区長

斎

藤

猛

(四)	(三)	(二)	(一)	二			一		左記のとおり債権を放棄する。
				(一)	(二)	(三)	債権の概要		
債権工	債権ウ	債権イ	債権ア	債権の内訳	債権の総額	債権の名称	債務者	債権の概要	債権の放棄について
債権の額	債権発生額	債権発生額	債権の額	債権発生額	債権の額	債権の額	江戸川区民	江戸川区民	江戸川区民
債権発生理由	債権発生日	債権発生日	債権の額	債権発生日	債権の額	債権の額	生活保護費返還金	生活保護費返還金	生活保護費返還金
十九万七千四百九十六円	平成二十九年二月二十一日	平成二十九年二月二十一日	六号	平成二十九年二月二十一日	一万九千二百二十七円	一万九千二百二十七円	円	円	円
地方自治法施行令第百五十九条	地方自治法施行令第百五十九条	地方自治法施行令第百五十九条	六号	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十	四万四千三百三十六円	四万四千三百三十六円			

本 案 を 提 出 い た し ま す。 。	(説明)	債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるので、地方 自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第十号の規定により、	(五) 債権発生理由	債権発生日	平成三十年五月七日
			(六) 債権力	債権の額	三万二千四百五十六円
裁判所が破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百五十二条第一項の規定に基づき、令和元年八月二十八日付けで債務者の免責許可の決定を行ったことにより、債権を回収する見込みがないため。	三 放棄する理由	債権の額	債権発生理由	地方自治法施行令第百五十九条	平成三十年十二月十八日
			債権発生日	六万四千九百十三円	平成三十一年二月四日
裁判所が破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百五十二条第一項の規定に基づき、令和元年八月二十八日付けで債務者の免責許可の決定を行ったことにより、債権を回収する見込みがないため。	三 放棄する理由	債権発生理由	生活保護法第六十三条	生活保護法第六十三条	号) 第六十三条
					債権発生日